

令和2年第3回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和2年8月20日 午後1時30分開議

- | | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第3回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。</p> |
| 々 | <p>これより、令和2年第3回川本町議会臨時会を開会致します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおります。</p> |
| 々 | <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行いません。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、5番木村議員、6番石川議員を指名致します。</p> |
| 々 | <p>日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> |
| 々 | <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定を致しました。</p> |
| 々 | <p>お諮り致します。</p> <p>本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。</p> <p>これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> |
| 々 | <p>よって、そのように「決定」致しました。</p> |

議 長

日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。

番外
野坂町長

本日、令和2年第3回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、この度の豪雨災害により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

被災直後には、丸山県知事、青木国土交通副大臣をはじめとします県選出の国会議員、県議会議員の皆さまに、この地にお入りいただいたところ です。

このたびは、災害救助法の適用にはなりませんでしたが、平成30年7月豪雨から、僅か2年後の被災であることを鑑み、速やかに手厚い支援を決定いただいた県の措置を踏まえ、町単独の措置も講ずることにより、その時と同等、もしくは一部それを上回る支援制度を設けました。

こうした制度等を通じまして、被災された方々の一刻も早い生活再建を支援してまいります。

今月上旬には、流域の市長・町長と共に県へ、さらには、丸山知事のリードのもと、国土交通省中国地方整備局にも出向きまして、早期の治水対策の実施を要望してまいりました。

加えて、国による江の川流域全体での治水の姿を示そうとする協議会にも、出向いてまいりました。今後も様々な機会を通じまして、早期に治水対策を実施いただくよう国や県への働き掛けを強めてまいります。

また、終息する気配が見えない新型コロナウイルス感染症の予防と、社会経済活動の維持の両立に向けましては、国による追加配分が予定されております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、現在検討しております更なる対策に必要な予算を、9月定例会に提案予定といたしております。

本日、ご提案申し上げますのは、災害対応の補正予算にかかる専決処分の承認をお願いする案件の3件でございます。

議員の皆さまには、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々

お諮り致します。

この際、日程第4、「議案第46号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町一般会計補正予算（第4号）》」から、日程第6、「議

議 長 案第48号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）》」までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」致しました。

々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。

それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。

々 それでは、日程第4、「議案第46号」から、日程第5、「議案第47号」について説明を求めます。番外左田野総務財政課長。

番外左田野 議案第46号、専決処分の承認を求めることについて、説明致します。

総務財政課 この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、令和2年度川本町一般会計補正予算（第4号）で、専決処分年月日は、令和2年7月15日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,605,755千円とするもので、令和2年7月豪雨災害の発生により早急な対応が必要になると見込まれた経費について、補正予算を編成したものでございます。

9ページの資料をご覧ください。補正予算の主なものについて、説明させていただきます。

まず歳出をご覧ください。総務費では、避難所受入業務委託費や災害ごみ運搬に要する2トンダンプトラックリース料など、こういう項目として2,000千円を計上しております。衛生費では、災害ごみの処理費用として、合計18,000千円を計上しております。土木費では、道路等の土砂撤去費17,000千円を。そして被災者の公営住宅入居に要する経費として2,850千円。被災者民間賃貸住宅家賃補助を150千円を計上しております。

歳入としましては、これらの費用に充てるため、繰入金として財政調整基金繰入金40,000千円の繰入を計上しております。

番外左田野 10ページをご覧ください。基金状況を載せております。今回の補正予算の
総務財政課 財政調整基金を40,000千円取り崩す事としておりますので、基金全体
長 の年度末見込額は2,068,448千円と見込んでおります。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

々

続きまして、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明致します。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、令和2年度川本町一般会計補正予算（第5号）で、専決処分年月日は、令和2年8月4日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ128,415千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,734,170千円とするものです。令和2年7月豪雨災害にかかる被災者の生活再建や、災害復旧など緊急を要する経費について、補正予算を編成したものでございます。

13ページの資料をご覧ください。補正予算の主なものについて、説明させていただきます。

まず歳出をご覧ください。総務費では、被災者生活再建支援制度補助金として既存制度分25,000千円、県拡充分5,000千円、町単独拡充分3,750千円を計上しております。民生費では、医療費の助成などとして2,980千円を計上しております。衛生費では、災害等廃棄物処理事業費として、被災家屋解体にかかる経費7,685千円を計上しております。農林水産業費では、林地崩壊防止対策事業費6,000千円を計上しております。商工費では、事業者継続緊急支援事業補助金12,000千円を計上しております。土木費につきましては、4号補正で道路等の土砂撤去費17,000千円を計上していましたが、災害復旧事業として実施する事としたため、全額を組み替えて減額しております。災害復旧事業費では、土木費から組み替えました17,000千円を含む単独災害復旧事業47,700千円。公共土木施設災害復旧事業費20,300千円。農地災害復旧事業費9,500千円。農業用施設災害復旧事業費5,500千円を計上しております。

歳入をご覧ください。分担金及び負担金は林地崩壊防止対策事業などにかかる地元負担金1,650千円を計上し、国庫支出金は現年公共土木施設災害復旧事業補助金13,540千円を計上しております。県支出金は、被災者生活再建支援制度補助金17,500千円。事業者継続緊急支援事業補助金

番外左田野 6,000千円。現年農地災害復旧事業補助金4,750千円等を計上して
総務財政課 おります。諸収入は、市町村振興協会からの被災者生活再建支援制度補助金
長 10,000千円を計上しております。町債は、一般単独災害復旧事業費4
7,700千円を。現年公共土木施設災害復旧事業債6,700千円等、災
害復旧事業債を計上しております。そして繰入金は、財源不足分の財政調整
基金繰入金6,100千円を計上しております。

14ページをご覧ください。地方債の補正につきましては、自然災害防止事
業2,100千円。災害復旧事業60,200千円を計上し、起債限度額が
656,697千円となっております。

基金につきましては、財政調整基金を6,100千円取り崩す事としてお
りますので、基金全体の年度末見込額は2,062,348千円と見込んで
おります。

議 長 以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

番外伊藤地 次に、日程第6、「議案第48号」について説明を求めます。番外伊藤地
域整備課長。域整備課長。

域整備課長

議案第48号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明致します。
この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしま
したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。
専決処分の事項は、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2
号）。専決処分年月日は、令和2年8月4日でございます。

次のページをお開き下さい。

今回の歳入歳出の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出そ
れぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
237,295千円とするものでございます。今回の補正は、令和2年7月
豪雨による川本・因原浄水場の災害復旧を行うため、補正を行うものでござ
います。

予算説明資料の8ページをお開き下さい。

まず、歳出でございます。委託料につきましては、川本・因原浄水場災害
査定設計書作成費として1,000千円。工事請負費につきましては、川本
浄水場の送水ポンプモーター及び紫外線処理装置の応急工事費として2,0
00千円。川本浄水場の送水ポンプモーター紫外線処理装置、滅菌装置、電
気設備に57,000千円。因原浄水場の送水流量計、取水の推計等の電気
設備に10,000千円、計69,000千円。歳出合計70,000千円
を計上しております。

番外伊藤地 域整備課長	<p>続きまして、歳入でございます。国庫支出金につきましては、災害復旧事業補助金として46,000千円。繰入金について、水道事業繰入金として1,000千円。町債について、公営企業災害復旧事業債として23,000千円。歳入合計70,000千円を計上してございます。</p> <p>なお、災害査定につきましては、本年10月頃に行われる予定となっております。</p>
議 長	<p>以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。</p>
々	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>それでは、「議案第46号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町一般会計補正予算（第4号）》」について。</p>
6 番 石川議員	<p>これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>6 番石川議員。</p>
議 長	<p>9ページのところの総務費ですけれども、避難所受入業務委託費とありますけれども、この実績についてお知らせをいただきたいと思います。</p>
番外左田野 総務財政課 長	<p>番外左田野総務財政課長。</p> <p>たいへん申し訳ありません。まだ実績は完全には抑えておりませんが、これは災害が起こった時点の時に、直ぐ取りあえずおおよその見込みとしてたてた予算でございまして、実際には8月の2日まででしたか、数人の方に数家族の方が滞在されましたので、それを精算して近いうちに支払うようにする予定でございます。</p>
7 番 植田議員	<p>他にありますか。よろしいですか。7 番植田議員。</p>
議 長	<p>これは簡単に言えば仮予算みたいなものでしょうから、精算したものが、またこれが9月あたりで、補正で戻し入れとか出てきますよね。</p>
番外左田野 総務財政課 長	<p>番外左田野総務財政課長。</p> <p>今回の4号、5号に共通した点でございますが、4号につきましては、災害時すぐに、5号につきましても、8月の初旬のところ取りまとめており</p>

議長

ます。それですので査定、または正確な見積もり等をしましたら、上回ることもありましょうし、不要になったものについては減額するような形を今後とっていきたいと思います。

他にありますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

々 はい。質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより採決に入ります。

々 この採決は挙手により行います。

「議案第46号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第46号」は、原案のとおり「承認」されました。

次に、「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町一般会計補正予算(第5号)》」について。

々

7番

植田議員

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番植田議員。

これまで6の農林水産業費の、ごめんなさい、違った。商工費、事業者継続緊急支援事業補助金というのは、今回、新規で出来たものだと思います。なかなか今まで一般の民家に対してはあったわけなんです、事業者に対しては今までこういう補助金が無かった。それは私も被災経験がありますので、たいへん有り難い事だと思いますが、これは今回何社が対象であるのかと、それから今後、このたび単発事業ではなく、今後こういうケースが続いた場合、当然、町として県として、県がなくても町として続けていく。そういうものでしょうか。

議長

番外湯浅産業振興課長

番外産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 この度の事業者継続緊急支援事業費補助金でございますが、これは7月28日に県が専決補正したものでございます。その中には農林業それから商工業の予算も含まれておりますが、その内の1つの事業でございますが、県の事業を制度適用して、県が3分の1、町が3分の1、事業者が3分の1負担するものでございます。平成30年度の水害の際にも同様の事業がございましたが、事業名は別物でございましたが同様のものもございました。災害が今後起こればそういったような事業が県の方で実施されるものと思っております。それから対象の事業所でございますが、9社の方が被災をされまして、個別に聞き取りをしております。保険で対応される方ですとか、いろいろパターンがございますが、予算上では4社ぐらいの方が、この事業を使われるのではないかとございまして、今現在、確実に何社が使われるという事は未だ計画の段階でございます。

7番 植田議員 7番植田議員。

植田議員 まず今、保険という話が出ましたが、普通災害に遭えば保険に入っていて保険金が出てきて、それでやっていくのが先ず普通だと思います。足らないとか入っていないとかという人にとっては、すごく有り難いものだと思います。保険が入った上に、これがこういう補助が出来るという事になれば、もとよりも良いという事があっては拙いですし、それからもう一回言いますけれども、今後こういう事を前例としてあった以上、例えば県の補助が無くなったとしても町としてやっていく事が出来るのかどうか。前例になっちゃうんですよ。その事はどうですか。

番外湯浅産業振興課長 番外湯浅産業振興課長。

植田議員 保険金の事についてですが、事業の算定基準、詳細な要綱が未だ町の方に示されておられませんので分かりませんが、保険を除いた事業費になるという事だろうと思っております。それから今後の想定でございますが、県の事業を活用するという事が前提で、もし県の方が支援が出来ないという事であれば、当然、適切に判断して予算措置をすべきものだろうというふうに考えております。

議 長 (「町長は」の声)

7番 植田議員 7番。再質問されてから。はい、7番植田議員。

7番
植田議員
議 長

今、課長が、もし県が無くなったとしても、町として考えていくべきものだという答弁をされました。やったら前例になるんですよ。あの時は県の補助があったからやったんだ。この度は県の補助が無いから止めたんだという事になったら、それはいかんと思うんですよ。そういう事がきちんと整理されておりますか。

番外
野坂町長

番外野坂町長。

議 長

この度の7月28日付けの県の専決が発表されて、これは直後に視察いただいた丸山知事のご英断で、こういった支援を設けていただきました。町と致しましても、先ほど課長が説明しましたとおり、この制度を受けて町も専決をして、事業者の再建を支援するという考えでございます。それで、お尋ねは、これが今後のことのお尋ねであります。この度は、やはり知事としても2年と経たないうちに、たった2年で、わずか2年で再びの被災という事を非常に重く受け止めていただいての、ご依頼をいただいての支援という事で、これは町からもその事を実情をお伝えして受け止めていただいたものというふうに思っております。これは議員ご指摘がありますように、やはり今、課長の方から事業再建支援の姿勢の方を申し上げましたけれども、そのように支援を今後も投入するかという事につきましては、やはりその時の実情をしっかりと勘案いたしまして、その時のこれは全体の被害状況なり、或いはトータルの財政運営の事も勘案して、その時点で判断すべきものというふうに私は考えております。ただ生活支援に代えて事業者の再建がこの町の復旧・復興に向けて重要な事であるので、この度はそういう県の英断を町としてしっかりそれに町としてもついて、事業者の方を支援していくという事で、再建を支援して参りたいと考えております。

7番
植田議員

よろしいですか。はい、7番植田議員、発言されますか。

今の答弁の中には、この度は分かるんですよ。ただ今後、こういう事が、ケースが出てくると思うんですよ、この時代。そうなればまた町として、今回は県からの3分の1がついているけれども、仮に無かったとしても、町として3分の1を出してでもっていう前例になっちゃうんですよ。これが。それを次も遭った時には、町単独でも3分の1でもやるんだという腹があるかないかという事を私は聞いているんです。その答弁が無いんですよ。
（「さっき答弁の中に入っていたと思いますが」議長の声）明確なものがなかった。（「もう一度、答弁聞かれますか」議長の声）その時、その時に考

議 長 えるという、それではなくて、今回、有るものが次は無くなるという事が無いんでしょねと言う事を私は聞いているんです。

番外
野坂町長 もう一度、答弁されますか。番外野坂町長。

議 長 先ほど申しあげました事と繰り返しになりますが、これは災害時の対応というのは、その時々々の災害の実情がございますので、その時点での判断という事になろうかというふうに私は考えております。

議 長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)。

3 番
圓山議員 はい。他にありますか。3 番圓山議員。

議 長 お聞きしますけれども、林地崩壊防止対策事業費で(馬野原^{かつこまのほら})とあるんですけれども、実際には林地崩壊して、そんなところはいっぱいあるんですけれども、どんな現状だったのかをお聞きしたいんですけれども、馬野原。

番外伊藤地
域整備課長 番外地域整備課長。

議 長 本事業は地域整備課が所管しておりますので、お答えさせていただきます。林地崩壊防止事業と言いますのは、家の裏山の崩壊によって家屋に被害があった時にできる事業でございまして、これにつきましては県の県単ですので、県の補助事業を活用して行うというような事業でございまして。家の裏の崩壊を防止する事を今度、工事の方でやっていきたいというふうに考えております。

3 番
圓山議員 3 番圓山議員。

議 長 という事は、馬野原に限ってなんですけれども、もう候補というか、そういう危ない所があっても県が調査して、そこを指摘されているっていう事ですか。

番外伊藤地
域整備課長 番外地域整備課長。

議 長 この度の7月豪雨でですね、家の裏が崩壊しましたので、その時に所管の県と町と併せて現地の方を確認して事業の採択に向けて今、行っているというふうな状況でございまして。

議 長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

他にありますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより採決に入ります。

々 この採決は挙手により行います。

「議案第47号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第47号」は、原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)》」について。

5番 木村議員 これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番木村議員。

木村議員

この度の水害で水源地の話なんですけど、これまで何遍も論議してきたんですけど、結論から申し上げますと予算の必要だと思うんですけど、再発防止についてどのように同じように今期また台風等がきて、まかり間違えば今年も似たような水位になる可能性があるんですけど、その再発防止についての考え方をお尋ねします。

議 長

番外伊藤地域整備課長

番外地域整備課長。

再発防止につきましては、既にいちおう建物内への防水扉の設置も行ってあります。また排水用の中の水を抜く為の排水用ポンプもセンサーを付けてですね、水が入れば汲み出すというふうにしておりますので、今後につま

番外伊藤地域整備課長 としては商用電力また非常用発電機、両方から電気を送ってですね有事の際はどちらかが倒れても、どちらかで対応するというふうな状態にもっていつてですね、断水が無いようポンプの稼働を最優先に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

議 長

5 番 木村議員

はい、5 番木村議員。

議 長

はい、そのパッキンですけど2年前の関係で新しくされたのですが、その時にも今回もそれなりに水が入ってましたよね。当然ながらポンプを使ったし、この度の補修が必要だったと思うんですけど、そのパッキンの関係について再度、違うパッキン等をされたのか、という事をお聞きしたいなと思っています。また水位によって水圧によってですね、また入る可能性のそのパッキンはどの程度まで保つのかなど。だからギリギリ排水ポンプ、非常用ポンプの水位の上まで上がってしまったら、当然、排水ポンプの上まで冠水すれば無理だと思うんですけど、そこまで仮に水位が上がったとしてもこの度の再発防止の部分でOKという事になっているのでしょうか。

番外伊藤地域整備課長

番外伊藤地域整備課長。

議 長

防水扉のパッキンにつきましては、ちょっと外側からでは確認ができませんので、これにつきましては又、専門の業者の方にちょっと見ていただくというふうに考えております。あと水位の問題がいろいろとあろうかと思えます。何れにしましても私どもは極力、断水が無いように日々努めていかなければならないというふうに考えておりますので、一体的にですね又、ポンプが必ず稼働出来るように対策の方は万全にしていきたいというふうに思っております。

よろしいですか。
(「はい」の声あり)

7 番 植田議員

はい、7 番植田議員。

前回、浸かった時に防水、浸からないような事をしなさいという事を議会からも言ったはずです。この度、このパッキンを入れて防水扉にして発電機を付けてポンプを入れて、入れれば汲み出すという設備をしたという事なんですけど、要は稼働しなかったという事でしょ。その辺の原因、それからその対策、それから今後そういう時にはきちんとした事前テスト、そういう事がさ

議 長 れるようにちゃんと出来ていますか。

番外伊藤地
域整備課長 番外伊藤地域整備課長。

今回の教訓を踏まえまして、先ほど申し上げましたが非常用発電機からの電力、また常時やっておられる商用電力、両方からもいくように今、対策を行いましたので今後については、そのような事が無いというふうに確信をしております。対策は行っております。（「原因は分かったんですね。」議員

議 長 の声）原因は分かっております。はい。

他にありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

々 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

々 討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより採決に入ります。

々 この採決は挙手により行います。

「議案第48号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第48号」は、原案のとおり「承認」されました。

々 以上で、本日の議事日程は、全て終了致しました。

これをもって、令和2年第3回川本町議会臨時会を閉会を致します。

（午後2時08

分）

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員